

令和7年(2025年)12月12日  
豊北総合支所地域政策課

## 角島灯台公園に係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、角島灯台公園に係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を得る必要があります、令和8年3月議会の議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

### 記

#### 1 選定の概要

##### (1) 施設の概要

名 称 角島灯台公園

所 在 地 下関市豊北町大字角島夢崎2343番地2

##### (2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

##### (3) 指定管理候補者の概要

名 称 有限会社中屋うに本舗

所在地 長門市油谷新別名字深田732番地7

主な業務内容 観光物産品等の販売、イベントの開催等

#### 2 選定までの経緯

令和7年 8月 1日 公募により応募団体を募集

令和7年 8月 19日 現場説明会の実施・受付開始

令和7年 9月 1日 募集・受付の終了

令和7年 11月 22日 下関市指定管理候補者選定委員会（角島灯台公園及び下関市角島サイクリポート）から下関市長が意見書を受理

令和7年 12月 5日 下関市が指定管理候補者を選定

##### (1) 申込資格

次の（ア）から（オ）までの要件を満たす法人若しくはその他の団体（以下「団体」という。）又はその共同事業体での申込とし、個人での申込は受け付けません。

なお、単独で申込をする団体は、他の共同事業体の構成員となることはできません。また、1の団体が複数の共同事業体の構成員となることもできません。

（ア）灯台公園又はこれに類似する施設の管理及び運営の経験を相当年数有すると市が認める担当者を確実に配置できること。

（イ）下関市内に事業所、営業所等を有しているか、又は申込時までに設置していること。

(ウ) 次のいずれにも該当していること。

- ① 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中でないこと。
  - ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
  - ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
  - ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
  - ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと（ただし、是正勧告を受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）。
  - ⑦ 共同事業体の場合には、構成する全ての団体が①から⑥までの条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること。
- ※ 共同事業体にあっては、主たる団体が（1）から（3）までの要件を全て満たし、かつ、他の構成員全てが（3）の要件を満たしている場合に、申込手続を行うことができます。
- ⑧ インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者がインボイスを必要としない消費者や免税事業者、簡易化税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合は、この限りではない。

(エ) 角島及び周辺地域の観光等について、詳しい案内ができる職員を配置できること。

(オ) 現場説明会に参加すること。

## (2) 応募状況

- |          |     |
|----------|-----|
| 説明会参加団体数 | 2団体 |
| 申込書提出団体数 | 2団体 |
- ・有限会社中屋うに本舗（長門市油谷新別名字深田732番地7）
  - ・応募団体A（下関市豊北町大字角島）

## 3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（角角島灯台公園及び下関市角島サイクルポート）が開催され、ここにおいて、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議された結果、応募団体についての意見が下関市長に提出されました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、指定管理候補者を選定しました。

## 4 下関市指定管理候補者選定委員会（角角島灯台公園及び下関市角島サイクルポート）の

委員（5人）

【学識経験者】 釣井 伸一郎（公立大学法人下関市立大学研究機構特命助手）

【経営・財務に関する有識者】 河村 啓二（一般社団法人山口県中小企業診断士）

【観光振興に関する有識者】 高野 多紀子（豊北地区まちづくり協議会代議員）

森本 崇史（角島地区自治会連合会会長）

【管理運営に関する有識者】 熊井 一雄（下関市役所豊北総合支所長）…委員長

※委員長は、委員の互選により決定

## 5 選定基準

各委員100点満点の採点方式により、平均得点の高い応募団体を選定することとした。

なお、最低制限基準は、60点以上とした。

※選定基準は、別紙1 指定管理候補者選定(審査)の基準（角島灯台公園）のとおり

## 6 選定委員会の審査結果

### （1）審査結果

有限会社中屋うに本舗

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
75	82	63	86	67	373	74.6

応募団体A

A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計点	平均点
78	51	78	84	78	369	73.8

### （2）選定委員会での主な意見

- ・自主事業の内容及び収益の見込み
- ・展示やイベント、体験学習などの集客対策

### （3）議事録（要点）

※注：「（1）選定委員会の審査結果」中のA～E委員は、議事録中の

A～E委員とはそれぞれ同一の委員ではありません。」

※別紙2「下関市指定管理候補者選定委員会（角島灯台公園）議事録（要点）」のとおり。

## 7 選定結果

下関市長は、選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、有限会社中屋うに本舗を指定管理候補者に選定しました。

### （1）選定された団体の提案内容

別紙3「事業計画書及び事業説明書（角島灯台公園）」のとおり。

### （2）選定の主な理由

ア 下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に掲げる選定基準を満たしているため。

イ 下関市指定管理候補者選定委員会（角島灯台公園及び下関市角島サイクリポート）における

る審査の結果、指定管理候補者として適當であるとの答申があつたため

8 提案額（指定管理料）

5年間の平均額 3, 737, 000円

5年間の合計額 18, 685, 000円